

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

3月5日、新型コロナウイルス政府対策本部により、緊急事態宣言の「期間の延長」が決定されたことを受け、「県民の皆様へのお願い」を変更しました。

県民の皆様に対しまして、引き続き、緊急事態宣言が解除されるまでの間は、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来を控えるように改めてお願いしております。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願い致します。

### 変更項目

#### ◆変更前

【県民の皆様へのお願い（2月26日）】

- ・ 緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える  
※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県（3月7日まで）  
※岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県（2月28日まで）



#### ◆変更後

【県民の皆様へのお願い（3月5日）】

- ・ 緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える  
※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県（緊急事態宣言が解除されるまで）

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部  
(危機管理局危機管理・消防課 073-441-2273)

小川・撫養(むや)  
(内線 2273)